

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和6年5月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	袖ヶ浦市は、袖ヶ浦市子ども医療費の助成に関する条例(平成14年条例第31号)に基づき、以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成登録申請書、受給資格登録事項変更届を受付審査し、受給券を交付する。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生活保護受給状況等を把握し自己負担を決定する。 ③現物給付について、国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金から送付された医療費実績を管理し、請求の確認・審査・支払をする。 ④償還払いによる医療費助成の申請について、受付・審査・支払を行う。
③システムの名称	1. 乳幼児医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民子育て部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課 こども給付班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月15日時点	事後	
平成29年2月15日	平成29年2月15日 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年2月15日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	1. 乳幼児医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 乳幼児医療費助成システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 地方公共団体 情報連携中間サーバー システム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人 情報保護委員会規則の該当条項	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月15日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月15日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部	市民子育て部	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問い合わせ	福祉部 0438(62)3272	市民子育て部 0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和6年5月1日	事前	
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和6年5月1日	特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問い合わせ	こども家庭班	こども給付班	事前	
令和6年5月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・(仮称)袖ヶ浦市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(案)	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律に基 づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例別表第一第3項	事後	
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二	番号法第19条、第22条	事前	